

印西地区環境整備事業組合 温水センター

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和5年9月

印西地区環境整備事業組合

目 次

	ページ
1 施設の概要	2
2 指定管理者が行う管理の基準	3
3 指定管理者が行う業務の範囲	3
4 指定期間	3
5 利用料金	4
6 申請者の資格	4
7 選定方法及び結果通知	4
8 選定の基準	5
9 募集要項、仕様書の配布	5
10 申請関係書類	5
11 申請に係る注意事項	6
12 施設の視察及び説明会の開催	7
13 質疑について	7
14 提出方法	7
15 その他	8
16 様式	9
17 参考資料	10
18 関係法規	10

はじめに

印西市、白井市及び栄町（以下「関係市町」という。）が組織する印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）では、組合が管理する印西クリーンセンター（ごみ処理施設）から発生する蒸気を有効活用し、住民の健康維持・増進を目的とした温水センターを設置しております。

組合では、本施設の管理運営について、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の縮減等を図るため、平成20年度から指定管理者制度に移行しました。

今回、引き続き指定管理者制度による管理運営を実施するため、施設の設置目的と指定管理者制度の導入目的を踏まえ、その効用を更に発揮できるよう、管理運営に取り組んでいただける法人その他の団体（以下「法人等」という。）を募集します。

1. 施設の概要

- 1 名称 印西地区環境整備事業組合温水センター（以下「温水センター」という。）
- 2 所在地 千葉県印西市大塚一丁目3番地
- 3 建物概要 竣工 平成5年3月
敷地面積 5,693.61㎡
建屋面積 3,358.23㎡
延床面積 3,394.23㎡
構造 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階

4 施設概要

	施設名	面積 ㎡	内容
管理ゾーン	事務室等	69	事務室、控室
	医務室	16	
	機械室等	306	機械室（地下）、衛生ろ過、空調機械室
	自動販売機コーナー	33	
	玄関等		玄関、エントランス、ラウンジ、ロビー、エレベーター、下足室、倉庫
プールゾーン	温水プール	433	一般用 25m、7コース、水深約 1.2m 幼児用、水深 0.4m
	採暖室	11	
	更衣室	232	男女各 ロッカー、化粧室、シャワー室、トイレを併設
	シャワー		シャワー、洗顔
	監視室等	36	監視室、倉庫

	その他	22	身障者用更衣室、シャワー、トイレ 幼児専用トイレ（1階）
憩いの家ゾーン	浴室	242	男女各 一般浴、うたせ湯、超音波風呂、全身シャワー、寝湯
	サウナ	25	
	脱衣室	170	男女各 ロッカー、化粧室、トイレ、リフレッシュコーナー
	大広間	128	フローリング（52畳）、舞台付
	和室	43	8畳、10畳
	トレーニングルーム	162	
	パントリー	12	湯沸し室
	機械室	71	機械室（風呂用）、空調機室（2階）
	倉庫	15	
屋外施設	駐車場	1,571	普通 64 台
	駐輪場	36	

2. 指定管理者が行う管理の基準

印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）及び印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例施行規則（平成19年規則第8号。以下「規則」という。）で定める管理基準に従って、温水センターの管理を行うものとします。

3. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。なお、利用料金の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可は除きます。

- 1 条例第4条に規定する業務の実施に関する事。
- 2 利用の許可、制限、取消し、その他温水センターの利用に関する事。
- 3 利用料金の収受、還付、免除に関する事。
- 4 温水センターの施設及び付帯施設の維持管理に関する事。
- 5 その他温水センターの管理運営に必要な業務。

なお、具体的な業務内容及び履行方法については、仕様書等によります。

4. 指定期間

令和6年4月1日から令和9年9月30日まで（3年6カ月間）。

ただし、組合と指定管理者との協議により期間を延長することも可能とします。

5. 利用料金

指定管理者の収入とし、条例第15条に規定する金額の範囲内で、指定管理者が組合管理者の承認を得て設定するものとします。

ただし、プリペイドカード（以下「プリカ」という。）については、指定管理者が必要と認めた場合に条例に基づき発売することができます。

なお、プリカの発売を継続する場合は使用期限を指定管理期間内とします。

平成30年度までに販売したプリカと現指定管理者が販売したプリカについては、使用期限が、令和6年3月31日までとしています。

プリカの発売を中止する場合、指定管理者は利用者へのサービス低下に配慮するとともに、利用者への周知について、事業計画書により提案するものとします。

6. 申請者の資格

指定管理期間中、温水センターの管理運営及び維持管理業務を円滑かつ安定して実施できる法人等とし、次の事項をすべて満たすものとします。

なお、法人格は必ずしも必要はありませんが、個人は申請することができません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないものであること。
- 2 本件の申請日現在、千葉県内に営業所又は事業所（登記事項証明書）を有するものであること。共同事業体の場合は代表会社に適用します。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続の開始決定又は再生手続開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- 4 国税、都道府県民税及び市町村民税について滞納がないこと。
- 5 印西地区環境整備事業組合暴力団排除条例（平成29年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団と関係ない者であること。
- 6 組合の管理者、副管理者及び議員並びに組合を組織する市町の副市町長及び議員が、無限責任者、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者となっている法人等でないこと。
- 7 説明会に参加されていること。

7. 選定方法及び結果通知

1 選定方法

印西地区環境整備事業組合指定管理者選定委員会において、温水センター指定管理者審査基準に基づき、提出された申請書類を審査のうえ選定します。

審査の採点は5段階評価で行い、配点合計は200点で、基準点は120点とします。必須項目に記載がない、又は基準点に満たない場合は失格とします。

なお、ヒアリングについては必要に応じて実施します。（令和5年10月中旬～11月上

旬を予定)実施する場合は、該当する申請者に通知します(説明者は社員とし、総括責任者候補者も出席してください)。

2 結果通知

選定結果については、申請者全員に通知(令和5年11月中旬以降)します。

8. 選定の基準

選定にあたっては以下の事項を基準に行います。

- 1 施設設置の目的が達成できること。
- 2 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- 3 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効果を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- 4 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- 5 住民の声が反映される管理が行われること。
- 6 安全管理の状況
- 7 労働福祉の状況
- 8 環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。

9. 募集要項、仕様書の配布

1 配布期間

令和5年9月5日(火)から令和5年9月25日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2 配布時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)。

3 配布場所

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター業務班

電話 0476-46-2732

HP <http://www.inkan-jk.or.jp/>

4 費用

無料

5 その他

申請関係書類は、3の配布場所で直接配布又は、組合ホームページからダウンロードして使用することができます。郵送、FAX、電子メールによる配布は行いません。

10. 申請関係書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする法人等又は共同事業者は、申請書(第

1号様式)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に組合管理者に提出してください。
共同事業体は、構成する全ての団体の書類を添えて代表となる団体が提出してください。

- 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書(第2号様式)及び収支・事業実施予算書(第3号様式)
なお予算額等の算定は現行の消費税及び地方消費税率にて積算してください。
- 2 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 3 当該団体の前事業年度の貸貸対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- 4 納税証明書(国税、都道府県民税及び市町村民税(特徴・普徴)・固定資産税・法人(市町村)民税・軽自動車税について未納税額が無いことの証明)
- 5 身元証明書(法人は、代表取締役。法人以外の者にあつては、その代表者)
- 6 労働保険料納付証明書
- 7 ISOを取得している者は登録書の写し
- 8 印鑑証明書
- 9 誓約書(第5号様式)

なお、共同事業体による申請は、次の点に留意すること。

- ① 共同事業体の名称を定めること。
- ② 構成団体の中から、代表となる団体(1団体)を定めること。また、構成団体は、代表団体に委任するものとし、共同事業体協定書、委任状及び構成員表を提出すること。なお、団体に対する通知等は代表団体に対して行います。
- ③ 構成団体の責任割合を明記した書類を提出すること。また、業務の遂行及び遂行に伴い共同事業体が負担する債務の履行に対しては、連帯責任を負うこと。
- ④ 申請後の代表団体及び構成団体の変更は認めません。
- ⑤ 1団体1応募とし複数の応募はできません。

1 1. 申請に係る注意事項

- 1 申請書(第2号様式及び第3号様式)は原則として、記入欄の行数の増減以外変更は認めません。(第2号様式)についてはA4片面30枚以内としてください。また、組合が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- 2 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。
- 3 受付後の書類の訂正及び返却は原則として認めません。
- 4 提出された書類(複写も含む。)は、指定管理者の選定以外には使用しません。
- 5 申請に関し必要となる費用は、全て申請者の負担とします。
- 6 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

1 2. 施設の視察及び説明会の開催

温水センターの視察及び申請方法、提出書類などについて説明会を開催します。参加人数は1法人等につき2人までとし、法人等名称及び氏名をあらかじめ連絡してください。

- 1 開催日時 令和5年9月19日（火）午後2時から（休館日）
- 2 開催場所 印西温水センター
- 3 連絡先 印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター業務班
- 4 参加申込 参加申込書（様式任意）を令和5年9月15日（金）正午までに電子メールで「印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター業務班」宛に提出してください。
- 5 申請を予定される団体は必ずご参加ください（説明会の参加がなければ申請できません）。共同企業体で申請される団体については、構成するいずれかの団体の参加でかまいません。

1 3. 質疑について

この募集要項、仕様書について質疑がある場合は、令和5年9月26日（火）正午（提出期限）までに電子メールにて「印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター業務班」宛に質問書（第4号様式）を提出してください。

なお、原則として、質問できる者は説明会参加者に限ります。

また、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については、回答しないことがあります。

回答は、質問書提出期限後14日以内に質問者に対し電子メールで行うこととし、その内容は組合ホームページに掲載します。

※質問書はマイクロソフト社製 Word 又は、マイクロソフト社製 Excel により提出をお願いします。

1 4. 提出方法

- 1 提出期間
令和5年10月10日（火）から令和5年10月16日（月）まで。
- 2 提出時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
- 3 提出場所
〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター業務班
電話 0476-46-2732
FAX 0476-47-1765
E-mail gyoumu@inkan-jk.or.jp
- 4 提出方法

提出場所へ持参してください。

郵送及び FAX・電子メール等による提出は受け付ません。

5 提出部数

正本 1 部 副本 5 部 (コピー可)

15. その他

1 選定後の流れについて

- (1) 指定管理者は、年度内の組合議会の議決を経て決定 (指定) されます。
- (2) 指定申請以降に「6. 申請の資格」に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、失格とし、又は指定を取り消すことがあります。
- (3) 指定管理者の指定をしたときは、組合と「温水センターの管理に関する基本協定」を締結します。
- (4) 消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、指定管理料に相当する消費税額等を加減して支払うものとします。

2 準備行為等について

指定管理者は、組合と協定締結後、協定の発効日までに施設の前管理者から管理業務の引継ぎ及び各業務の習得等を行うものとします。さらには指定期間が満了する前に、次の管理者に管理業務を引継ぐものとします。

これらの業務実施に係る費用について、組合は負担しません。前管理者及び指定管理者双方の責任において行ってください。

3 指定管理者移行後の費用区分について

(1) 施設等の修繕・更新について

一般にその周期が指定管理期間を超えるような長期的又は計画的な修繕・更新については、組合が実施します。日常の運営管理における修繕・更新 (1 件 50 万円未満) は、指定管理者の業務とし、その費用は指定管理者の負担とします。

(2) 物品 (備品) の帰属等について

指定管理者が指定期間中に指定管理経費から購入した備品については、組合の所有に属するものとします。

なお、指定管理者に無償で貸与する物品 (備品) については、別に示す備品リストのとおりとします。ただし、廃棄等を行う場合は、事前に組合の承認を得るものとします。

備品とは、その性質又は形状を変えずに通常の状態でおおむね 3 年以上程度の使用に耐え、原則、購入価格が 15,000 円を超えるものとする。

(3) 備品費及び修繕費の精算について

備品費及び修繕費について組合からの委託料の一部と考え、当初収支計画に対し収支決算において差額 (残額) が生じた場合、組合に返金していただきます。この返金

は、毎会計年度終了後60日以内に指定管理者が作成する事業報告書の提出後に行うものとします。

なお、不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

4 経理について

指定管理者は、当該指定管理業務に係る経理とその他の業務（法人等の固有業務）に係る経理は区分するものとする。当該指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等の本体と区別した会計としてください。

5 リスク分担について

想定する主なリスクと責任分担については、別紙1のとおりとします。

6 損害賠償について

指定管理者は管理運営上、施設利用者やその他の第三者に損害を与えた場合には、指定管理者の責任において対応するものとします。また、発生しうる賠償責任に対しては適切な保険を付保するものとします。なお、組合が所有する建物に係る火災保険については、組合が加入するものとします。

7 現状把握について

(1)当施設は平成5年より開館し経年劣化が進んでいます。定期修繕等による改修は予定していますが、全ての修繕を実施することは困難です。

(2)駐車場は慢性的に不足しており、現指定管理者は千葉ニュータウンセンターアルカサル駐車場と15～30台/月の契約をしています。契約の継続可否等については組合からは回答できません。

8 現在の管理運営について

(1)営業時間について

午前9時から午後9時まで。

トレーニングルーム・プールは午後8時30分まで。

※休館日は、第1第3月曜日（休日の場合は翌日以降の平日）。

(2)利用料金：参考資料参照。

(3)利用料金の免除は、印西地区環境整備事業組合温水センター施設利用要綱より運用しています（平成26年4月1日から）。

9 入退場システムおよび券売機について

利用料金の徴収にあつては、組合が設置する券売機を使用している状況ですが、次期指定管理期間では指定管理者に設置していただき、それに係る契約についても移行いたします。移行を想定した管理運営を提案してください。

16. 様式

- 1 印西地区環境整備事業組合温水センター指定管理者指定申請書（第1号様式）
- 2 事業計画書（第2号様式）
- 3 印西地区環境整備事業組合温水センターの管理運営に関する収支予算書（第3号様式）

- 4 質問書（第4号様式）
- 5 誓約書（第5号様式）

17. 参考資料

- 1 温水センター指定管理者審査基準
- 2 利用状況及び収支の状況
- 3 利用料金表
- 4 印西地区環境整備事業組合温水センター施設利用要綱

18. 関係法規

- 1 印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例（平成19年条例第5号）
- 2 印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例施行規則（平成19年規則第8号）
- 3 印西地区環境整備事業組合情報公開条例(平成17年条例4号)
- 4 印西地区環境整備事業組合情報公開条例施行規則（平成17年規則8号）
- 5 印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例(平成17年条例5号)
- 6 印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例施行規則(平成17年規則9号)

上記関係法規については、組合ホームページを参照ください。

想定する主なリスクと責任分担

種 類	内 容	負 担 者	
		組 合	指 定 管 理 者
公募要項等	公募要項等の不備・誤り、内容変更に関する経費の変動	○	
議会	指定管理者の議会議決	○	○
物価変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	指定期間中の金利変動に伴う経費の増		○
法令変更	構造等施設の管理に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者の業務に影響を及ぼすもの		○
不可抗力	地震・風水害等（防災拠点としての利用も含む。）	○	○
	指定管理者の不備による被害の発生及び拡大		○
周辺地域・住民及び利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務に対する住民及び利用者からの意見・要望等への対応		○
	上記以外	○	
損害賠償	原因、責任が組合に帰するもの	○	
	原因、責任が指定管理者に帰するもの		○
	それ以外のもの	○	○
収入	利用者の増減に伴うもの		○
	利用料金の改定に伴うもの	○	
	付加的業務及び自主事業によるもの		○
施設・設備修繕	小規模なもの（一件あたり50万円未満のもの）		○
	それ以外のもの	○	
	修繕工事による収入の減		○
熱供給	組合から熱源供給されないことによる熱源経費の増		○
セキュリティ	警備・管理の不備による情報の漏洩、犯罪・事故の発生		○
指定期間終了時の費用	指定管理業務が終了した場合又は期間中途に業務を廃止した場合、指定管理者の撤収費用及び施設の原状復旧費用		○
業務の継続が困難となった場合の措置	指定管理者の責めに帰すべき理由		○
	それ以外のもの	○	

温水センター指定管理者審査基準

審査基準	審査内容	配点	確認事項
1 施設設置の目的が達成できること。	ア. 施設の設置目的を理解し、管理運営方針にそのことが盛り込まれているか。	20 (必須)	事業計画書
	イ. 団体の経営理念及び運営方針は適切か。		
2 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。	ア. 事業の内容等が一部の住民、団体に対して、不当に利用を制限し、又は優遇するものでないか。	10 (必須)	事業計画書、事業実施計画書、収支予算書、事業実施予算書
	イ. 利用拡大の取組内容は適切か		
	ウ. 施設のPR等、広報計画の内容は適切か		
	エ. 利用者ニーズの把握とその対応は適切か		
3 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効果を最大限に発揮するものとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。	ア. 利用料金と提供するサービス内容は適切か	45	事業計画書、事業実施計画書、収支予算書、事業実施予算書
	イ. 施設を効果的に活用し、収入増を図る計画となっているか		
	ウ. 管理経費全体の縮減を図る計画となっているか		
	エ. 指定管理料金の内容は適切か		
	オ. 施設管理の内容は適切か		
	カ. 維持管理は効果的かつ効率的に計画されているか		
4 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。	ア. 職員の体制は十分か	30	事業計画書、財務諸表、定款等
	イ. 職員の確保の方策は適切か		
	ウ. 職員の指導育成、研修体制を計画しているか		
	エ. 団体の財務状況は健全か		
	オ. 金融機関、出資者等の支援体制は十分か		
	カ. 類似施設の運営実績から、十分な管理能力を有するか		
5 住民の声が反映される管理が行われること。	ア. 自主事業の提案は、住民サービスの向上を図るものか	30	事業計画書、事業実施計画書
	イ. 付加的サービスの提案は、適切か		
	ウ. 利用者からの苦情等の処理、対応方法は適切か		
6 安全管理の状況	ア. 利用者の安全確保等安全面に関する計画内容は適切か	15	事業計画書、事業実施計画書
	イ. 危機管理対策は十分か		
	ウ. 個人情報保護のための適切な措置がとられているか	5 (必須)	
7 労働福祉の状況	ア. 障害者の雇用、現在の施設職員の継続雇用の配慮がなされているか	5	事業計画書
8 環境保護に取り組んだ経営を行っていること。	ア. 事業推進に環境への配慮がなされているか	5	事業計画書

配点合計200点、基準点120点とし、採点は5段階で書類審査の評価を行う。

必須項目に記載がない、又は基準点に満たない場合は、失格とします。

(5:特に優れている 4:優れている 3:普通 2:やや劣る 1:劣る)0:評価に値しない

利用状況及び収支の状況等

利用者集計表

区分 年度	普通使用			免除者	無料券	合計	開館日数
	一般	児童・生徒	小計				
31・R1	118,308	33,060	151,368	11,869	2,826	166,063	293
R2	70,298	22,964	93,262	6,936	2,044	102,242	265
R3	98,043	35,984	134,027	8,137	3,187	145,351	322
R4	108,816	38,768	147,584	8,706	2,890	159,180	321

平成31・令和元年度

臨時休館日：印西市民水泳大会11/3、第一種圧力容器等点検整備検査11/9～11/21まで13日間
 新型コロナウイルス感染拡大防止により3/2～3/31

令和2年度

臨時休館日：新型コロナウイルス感染拡大防止により4/1～5/31
 第一種圧力容器等点検整備検査および定期修繕11/7～11/19まで13日間

令和3年度

臨時休館日：第一種圧力容器等点検整備検査および定期修繕11/6～11/19まで14日間

令和4年度

臨時休館日：設備不良により10/20、第一種圧力容器等点検整備検査および定期修繕11/5～11/18まで14日間

収支の状況

(単位：円)

		31・1年度実績	2年度実績	3年度実績	4年度実績	内 訳
項目	組合からの委託料	66,162,000	66,720,000	67,920,000	67,920,000	指定管理料
	使用料金又は利用料金	56,067,680	34,391,040	48,078,610	54,453,150	
	その他	55,051,669	40,378,068	60,323,950	62,942,016	自主事業、物販等
収入合計 (A)		177,281,349	141,489,108	176,322,560	185,315,166	
項目	人件費	75,337,000	71,858,067	77,243,000	78,214,000	総支配人、副支配人、フロントスタッフ、プールマネージャー等
	事務費	56,414,022	45,855,797	57,243,062	60,329,174	光熱水費、賃借料及び手数料、宣伝広告費、修繕費、備品購入費等
	事業費	34,851,371	27,090,975	35,381,403	34,795,623	自主事業、物販等
	管理費	16,314,241	16,277,660	16,024,011	16,072,224	設備管理業務、清掃業務
支出合計 (B)		182,916,634	161,082,499	185,891,476	189,411,021	
(A) - (B)		-5,635,285	-19,593,391	-9,568,916	-4,095,855	

利用状況及び収支の状況等

電気・ガス・上水道・下水道の使用量及び使用料金等

区分 年度	電気		上水道		下水道		ガス	
	使用量(Kwh)	料金(円)	使用量(m)	料金(円)	使用量(m)	料金(円)	使用量(m)	料金(円)
31・元年度	526,487	10,958,390	29,641	14,214,570	25,866	5,380,243	2,463	281,931
2年度	418,229	7,994,293	17,380	9,337,200	16,141	3,318,105	112	21,252
3年度	523,558	10,777,729	26,504	12,866,410	22,588	4,718,383	125	25,220
4年度	527,066	15,322,665	28,263	13,719,700	23,435	4,899,481	97	26,342

※ガスの燃焼時間について
1号、2号ボイラの燃焼時間の累計を示す。

修繕料内訳

(単位:円)

区分 年度	熱源	空調	給排水	プール	浴場	券売機システム	その他	合計
31・元年度	788076	356400	122100	285112	950400	151200	1,706,712	4,360,000
2年度	0	148,500	174,900	635,630	2,164,800	279,400	996,770	4,400,000
3年度	0	173,800	187,000	675,400	1,757,800	367,400	1,238,600	4,400,000
4年度	148,500	107,800	275,000	163,718	762,300	143,000	2,799,682	4,400,000

組合支出内訳

(単位:円)

年度 区分	平成31・令和元年度実績		令和2年度実績	
	内容	金額	内容	金額
修繕費	定期修繕	37,565,000	定期修繕	37,950,000
	蒸気配管伸縮継手修繕	484,920		
	小計	38,049,920	小計	37,950,000
役務費	建物災害保険料	373,280	建物災害保険料	353,372
合計		38,423,200		38,303,372

年度 区分	令和3年度実績		令和4年度実績	
	内容	金額	内容	金額
修繕費	定期修繕	37,950,000	定期修繕	37,950,000
	小計	37,950,000	小計	37,950,000
役務費	建物災害保険料	353,372	建物災害保険料	353,372
合計		38,303,372		38,303,372

年度 区分	令和5年度 予算	
	内容	金額
修繕費	定期修繕	30,800,000
	小計	30,800,000
役務費	建物災害保険料	354,000
合計		31,154,000

利用料金表（現在指定管理者）

種別	区分		金額
普通利用	関係市町 利用者	一般	7・8月以外 1人 3時間以内 420円
			7・8月 1人 2時間以内 420円
	超過 1時間毎 210円		
	児童・生徒	7・8月以外 1人 3時間以内 210円	
		7・8月 1人 2時間以内 210円	
		超過 1時間毎 100円	
それ以外の者	一般	7・8月以外 1人 3時間以内 520円	
		7・8月 1人 2時間以内 520円	
超過 1時間毎 260円			
児童・生徒	7・8月以外 1人 3時間以内 260円		
	7・8月 1人 2時間以内 260円		
	超過 1時間毎 130円		
小学校就学前の幼児は、無料とする			
専用利用	温水プール	8人以上	1コース 1時間 1,080円
		15人以上	2コース 1時間 2,060円

印西地区環境整備事業組合温水センター施設利用要綱

印西地区環境整備事業組合温水センターの指定管理者である、オーチャー Fun Space 共同事業体は、印西地区環境整備事業組合温水センター施設利用要綱を次のように定める。

尚、利用者の安全性や利便性、各施設の利用状況等を考慮し、この施設利用要綱を変更する場合がある。

1. プールのコース専用利用に関して

・専用利用申請に必要な利用者数は次のとおりとする。

1 コース専用利用の場合・・・1時間1組 8名以上

2 コース専用利用の場合・・・1時間1組 15名以上

・申請は専用利用予定日の1か月前から7日前までに温水センター事務所へ印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例施行規則（以降組合施行規則）の第4号様式を提出する。指定管理者（館長）は、可否を判断し、許可、変更または不許可の通知書（組合施行規則第5号様式）を発行する。

2. 利用料金の免除について

・利用料金の免除を希望する者は、温水センター事務所へ組合施行規則第6号様式を提出する。指定管理者（館長）は可否を判断し、決定通知書または不決定通知書（組合施行規則第7号様式）を発行する。許可通知書の有効期限は、許可通知書の発行日からその日が属する年度末(3月31日)までとする。

・対象は以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 関係市町に在住・在勤・在学し、「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」・「被爆者手帳」のいずれかの手帳の給付を受けている障害者（児）。
- ② 上記①の「障害者（児）単独では施設利用が困難」と指定管理者（館長）が判断した場合の付添介助者（障害者（児）1名に対し1名とし、障害の程度により2名までとする）。
- ③ 関係市町に所在する各種障害者団体に登録している障害者（児）および付添介助者（障害者（児）1名に対し1名とし、障害の程度により2名までとする）。
- ④ 公共的目的やその他特別の理由により、指定管理者（館長）が必要または適当と判断する場合及び障害者減免についての基本マニュアルにより判断する。

・但し、上記②および③において、当該障害者（児）と付添介助者の性別が異なり、かつ浴室のみを利用する場合、付添介助者は免除対象とならない。

- ・免除対象者は、入場の際、利用料金免除決定通知書を提示することとする。
- ・超過料金については免除の対処外とする。(通年2時間運用：新システムより)

3. プール利用について

- ・プールを利用する者は必ず、水着と水泳帽を着用すること。
- ・衛生上の理由により、水着、水泳帽およびゴーグルの貸出しはしない
- ・水着は公序良俗に反さないものを着用すること。露出の多い水着等、監視員が不適切と判断した場合、利用をお断りする事がある。ラッシュガードの着用は認める。
- ・プールで利用できる浮き具等については次のとおり。下記に記載の無い浮き具等の持ち込み利用については原則禁止とする(但し、各種教室で利用する浮き具等を除く)。

① 1つ穴の浮き輪…子供プールのみ利用可

② ビート板、プルブイ、アームヘルパー、腰巻ヘルパー、ネックヘルパー、ライフジャケット…子供プールおよび25mプールのフリーコースのみ利用可

③ 水泳用ゴーグル…子供プールおよび25mプールの全コースで利用可

- ・日常적으로おむつを着用している乳幼児はプールを利用できない。(ベビーズタイムを除く)
- ・飛び込みや潜水等の危険行為は禁止とする。
- ・プール内およびプールサイドでの飲食は禁止とする。(但し、健康管理を目的として指定管理者(館長)が設置するドリンクコーナーへのペットボトルの持ち込みおよび水分補給は許可とする)
- ・プールの水質悪化の原因となる化粧、整髪剤等はよく落としてからプールに入ること。監視員が不適切と判断した場合は、注意する事がある。
- ・危険防止のため、包帯、サポーター、時計、めがね、アクセサリ類を着用してのプール利用は禁止とする。但しエンゲージリングのような石の付いていないリング状の指輪を除く。
- ・利用状況を考慮し、予め一定の告知期間をおいて、季節・曜日・時間帯に応じてコース設定を変更する事がある。
- ・プール利用者の健康管理およびプール施設の安全管理のため、下記のとおり、休憩時間を設定する。

7・8月の繁忙期

通常期

①11:00~11:10

①12:00~12:10

②13:00~13:10

②15:00~15:10

③15:00~15:10

③18:00~18:10

④17:00~17:10

⑤19:00~19:10

- ・休憩時間中、一般利用者はプールから出てプールサイドで待機とする。(但し、休憩時間

を含む時間帯に行われる各種水泳教室の参加者は除く)

4. トレーニングルームの利用について

- ・ トレーニングルームを利用する者は必ず、室内用シューズとトレーニングウェア（動きやすい服装）を着用すること。
- ・ トレーニングルームの利用は高校生以上とし、中学生以下は利用できない。
- ・ トレーニングルーム内での飲食は禁止とする。
- ・ シューズを忘れた方にはレンタルシューズを 200 円で貸し出す。

5. 喫煙について

- ・ 敷地内は全面禁煙とし灰皿は全て撤去する。

6. この要綱の有効期間は、指定管理期間とする。

第4号様式

No.

印西地区環境整備事業組合温水センター専用利用許可（変更・取消し）申請書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合温水センター
指定管理者

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印
連絡先

印西地区環境整備事業組合温水センターを下記のとおり専用利用（変更・取消し）したいので申請します。

記

- 1、利用区分 プール
2、予定人数 人
3、目的及び理由

4、利用時間

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

第5号様式

No.

印西地区環境整備事業組合温水センター専用利用許可（変更・取消し）通知書

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合温水センター
指定管理者

年 月 日付けで申請のあった印西地区環境整備事業組合温水センターの専用
利用については下記のとおり決定します。

記

1、許可（変更許可）

(1)利用区分 プール

(2)予定人数 人

(3)利用日時

年 月 日 時分から

年 月 日 時分まで

(4)専用利用金額 円

(5)許可条件等

・ 不許可

(1)理由

以上

第6号様式

No.

印西地区環境整備事業組合温水センター利用料金免除申請書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合温水センター
指定管理者

申請者 所在地
氏名 印
連絡先（電話番号）

印西地区環境整備事業組合温水センター利用料金の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1、理由

2、免除日時 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

3、免除金額 合計 円

(内訳) 普通利用 一般 円 (人)
児童生徒 円 (人)

専用利用 円 (コース / 時間)

以上

印西地区環境整備事業組合温水センター利用料金免除決定（不決定）通知書
（市町村： ）

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合温水センター
指定管理者

年 月 日付けで申請のあった印西地区環境整備事業組合温水センター
利用料金の免除について下記のとおり決定します。

記

1、 決定

(1)免除日時 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

(2)免除金額 合計 円

(内訳) 普通利用 一般 円 (人)
児童生徒 円 (人)
専門利用 円 (コース / 時間)

(3)同伴者条件

(4)備考

- ①ご入場の際はこの通知書を提示してください。
- ②介護を必要とされる方について
施設の利用にあたり介護が必要と認められる方は付添同伴者(2名以内) について
ても免除の対象となりますが男女専用施設での付添同伴者は同性に限られます。
(ご夫婦でも認められません。)
- ③超過料金については免除の対象外となります。

2、 不決定

(1)理由

以上

障害者減免についての基本マニュアル

手帳種別	障害種別・等級など	本人	付添介助者
身体障害者手帳	視覚障害	○	2名まで
	聴覚・平衡機能障害	○	詳細を確認の上、判断
	音声・言語・そしゃく機能障害	○	詳細を確認の上、判断
	上肢機能障害	○	5級以上 2名まで
	下肢機能障害	○	2名まで
	体幹機能障害	○	2名まで
	非進行性の脳病変による運動機能障害	○	2名まで
	心臓・腎臓・呼吸器ほか内臓系機能障害	○	2名まで
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	感染症により利用不可	—
療育手帳	A(※1 特別障害者)	○	2名まで
	Aの1(最重度)	○	2名まで
	Aの2(重度)	○	2名まで
	Bの1(一般障害者 中度)	○	2名まで
	Bの2(一般障害者 軽度)	○	詳細を確認の上、判断
精神障害者 保健福祉手帳	1級	○	2名まで
	2級	○	2名まで
	3級	○	詳細を確認の上、判断

※1	特別障害者	身体障害者手帳1, 2級及び愛の手帳(精神薄弱者)1, 2級程度でかつ重複の障害者。 ※身体障害者手帳1, 2級でも重複していなければ一般障害者。
精神障害者	1級	精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。
	2級	精神障害の状態が、日常生活で著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。この日常生活で著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のものである。
	3級	精神障害の状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活が制限を加えることを必要とする程度のもの。